

令和6年度 富士労働基準協会安全衛生教育・講習のご案内

労働災害防止のため、必要な資格、特別教育など確認し、計画的に安全衛生教育を実施しましょう！！

職場で働く労働者の安全と健康確保のため、労働安全衛生法に基づき、危険・有害業務に関する教育・講習の実施や一定の要件を備えた管理者の配置などが義務付けられています。下記の講習・研修一覧を確認の上、必要な講習を点検し、有資格者の補充等、計画的に安全衛生教育を実施して下さい。

令和6年度のチェックポイント

- 1 新規講習
- (1) 騒音障害防止対策管理者研修

- 令和5年4月に「騒音障害防止ガイドライン」が改訂され、騒音作業（対象60業務）に労働者従事させる場合に、管理者を選任し、ガイドラインに定める事項を取り組ませることとなりました。本研修は、ガイドラインに基づく管理者を対象とした研修です。
- (2) 建設業職長等能力向上教育

- 建設業の職長、安全衛生責任者について、就任後、概ね5年ごとに能力向上教育を実施することとされていますので、計画的に受講願います。
- 2 「化学物質管理者研修（取扱い事業場対象）」
- 令和6年4月から、化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの実施管理などの技術的事項を管理させる必要があります。本研修は、化学物質取扱い事業場で化学物質管理者に選任される予定の方を対象とした、厚生労働省通達に基づく研修となります。
- 3 「保護具着用管理責任者」
- 令和6年4月から、化学物質の製造・取扱い事業場で保護具を使用する事業場については、保護具着用管理責任者を選任する必要があります。本研修は厚生労働省通達に基づく研修となります。
- 4 「フィットテスト実施担当者研修」
- 防じんマスクなどの呼吸用保護具について適切に装着されていることを年に1回、定期的に確認（以下「フィットテスト」）することが、法令若しくは指針により義務付けられています（R5.4.1 金属アーク溶接、R6.4.1 化学物質など）。厚生労働省通達に基づく事業場のフィットテスト実施担当者を対象とした研修です。また、保護具着用管理責任者（呼吸用保護具使用事業場）の方も法令改正等を踏まえ受講することをお勧めします。
- ※ 自社でフィットテスト実施が困難な場合には、当協会で実施支援を行います（通年）。
- 5 「テールゲートリフター操作業務特別教育」
- 令和6年2月1日より、テールゲートリフターの操作の業務に労働者を就かせるときは、特別教育の実施が義務付けられています。現に操作している場合にも必要となる教育となります。
- 6 「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」
- 令和4年1月2日から、旧規格の安全帯の使用はできません。高所においてフルハーネス型墜落制止用器具を使用するときは特別教育の実施が義務付けられています。
- 7 「第1種・第2種衛生管理者受験準備講習」
- 例年11月に静岡県で実施される出張試験に合わせ、10月に実施します。第1種は2日間講習、第2種は1日講習となっています。過去問を中心に解説しますので、受験予定の方はご利用願います。
- 8 「リスクアセスメント実務研修」
- リスクアセスメントの基礎学習、演習、グループ討議による実務的な講習となっています。規制が強化される化学物質のリスクアセスメントも含めた内容となっていますので、管理者、実施担当者の受講をお勧めします。
- 9 「職長教育・安全衛生責任者研修（建設業）」
- 建設業を対象とした職長・安全衛生責任者に対する安全衛生教育（安衛法第60条）です。関係請負人の現場責任者などが対象となります。

令和6年度 富士労働基準協会受付 講習・研修一覧

- ◎ 安全衛生管理上必要な資格・教育について一覧により確認し、計画的に受講するよう願います。
- ◎ 会場は、富士労働基準会実施は富士市、静基連実施は沼津市、静岡市（フォークリフトは富士市内）
- ◎ 静岡県労働基準協会連合会（静基連）主催等講習も富士労働基準協会です受け付けます。

1 技能講習（登録教習機関による講習）

ア 就業が制限されている業務の資格講習（労働安全衛生法第61条 施行令第20条）

講習名称	対象業務	富士協会 実施管理	静基連 実施管理
玉掛け技能講習	つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン等の玉掛け業務	○	
床上操作式クレーン運転業務技能講習	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転業務	○	○
ガス溶接技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	○	

※ フォークリフト運転技能講習は、R6.1にご案内します

イ 資格者による管理が必要な作業主任者講習（労働安全衛生法第14条 施行令第6条）

※ 各種作業主任者講習は、R6.1にご案内します

（裏面へ）

2 危険・有害業務に従事する労働者の特別教育（労働安全衛生法第 59 条 労働安全衛生規則第 36 条）

講 習 名 称	対 象 業 務	富士協会主催	静基連主催
研削といし特別教育(自由研削 実技付)	研削といしの取替、取替時試運転	○	○
クレーン運転業務特別教育（実技付）	つり上げ荷重 5 トン未満のクレーン運転	○	○
酸欠等危険作業特別教育※	令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	○	○
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(実技付)※	高所でフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	○	○
粉じん作業特別教育	粉じん障害防止規則第 2 条第 1 項第 3 号の特定粉じん作業	○	○
低圧電気取扱特別教育(学科)	低圧の充電電路の敷設等・低圧電路の充電部分露出の開閉器の操作	○	○
アーク溶接特別教育(学科)	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等	○	○
紙断裁機特別教育(学科)	紙断裁機の刃部、安全装置、安全囲いの取付け、取外し又は調整	○	
テールゲートリフター操作業務特別教育（学科）※	テールゲートリフターの操作等の業務	○	

- ※ 酸欠・硫化水素中毒のおそれのある場所で作業させる場合、必ず特別教育を実施しなければなりません。
- ※ フルハーネス型墜落制止用器具を使用させる場合は、特別教育を実施しなければなりません。旧規格の安全帯は 2022 年 1 月 2 日から使用できません。
- ※ テールゲートリフター操作業務については、2024 年 2 月 1 日から特別教育が義務付けられます。

3 特定の管理者に対する能力向上教育（労働安全衛生法第 1 9 条の 2、能力向上教育に準ずる教育含む。）

講 習 名 称	対 象 業 務	富士協会主催	静基連主催
建設業職長等能力向上教育	職長、安全衛生責任者就任後、概ね 5 年ごとに実施	○	
職長等能力向上教育（製造業）	職長に就任後、概ね 5 年ごと及び機械設備を大幅に変更したとき	○	

4 その他の安全衛生教育・研修

講 習 名 称	対 象 業 務	富士協会主催	静基連主催
騒音障害防止対策管理者研修	騒音作業（対象 60 業務）に労働者従事させる場合に選任すべき管理者を対象とした研修	○	
フィットテスト実施担当者研修	アーク溶接、化学物質取り扱い等で使用される防じんマスクなどのフィットテストの実施担当者を養成する研修	○	
化学物質管理者研修（取扱事業場）	化学物質取扱い事業場で化学物質管理者に選任される予定の方（R6.4.1 施行）を対象とする研修	○	
保護具着用管理責任者講習	保護具着用管理責任者に選任される予定の方を（R6.4.1 施行）を対象とする講習	○	
新入社員安全衛生教育	新たに雇い入れた労働者に対する安全衛生教育（安衛法第 5 9 条第 1 項）	○	
職長教育（製造業）	新任の職長・管理監督者に対する安全衛生教育（安衛法第 6 0 条）	○	○
職長教育・安全衛生責任者講習（建設業）	建設業を対象とした職長・安全衛生責任者に対する安全衛生教育（安衛法第 6 0 条）	○	
安全管理者選任時研修（1 日）	安全管理者の選任時に必要な厚生労働大臣が定める研修（安衛法第 1 1 条、安規第 5 条）	○	○
危険予知訓練研修	ゼロ災全員参加運動の活動リーダー養成研修	○	○
リスクアセスメント実務研修	効果的なリスクアセスメントを実施するための実務研修（化学物質 RA 含む）	○	
第 1 種衛生管理者受検準備講習	工業的業種の衛生管理者免許試験合格のための講習	○	○
第 2 種衛生管理者受検準備講習	非工業的業種の衛生管理者免許試験合格のための講習		○

富士労働基準協会への受講申し込みは、富士労働基準協会のホームページ（『富士労働基準協会』で検索）から申込書をダウンロードして手続きをお願いします

【問合せ先】 富士労働基準協会（富士市中央町 1-5-20 グランドハイム吉原 2F）
TEL 0545-52-5801 Fax 0545-53-0333 mail kousyu@fujiroukikyo.jp

受講案内 ⇒



【ご連絡】

静岡県労働基準協会連合会が主催・管理する、各種作業主任者講習、フォークリフト運転技能講習、その他特別教育等につきましては、令和 6 年 1 月にご案内しますので、もうしばらくお待ち下さい。